

令和7年度第3回 淡路市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和8年1月29日（木）  
開会 午後2時 閉会 午後3時15分
- 2 場 所 淡路市防災あんしんセンター 2階 多目的ホール
- 3 出席委員 中山雅勝、谷口沙織、島上久生子、下勝健司、東根正二、大橋 明、福富昭伯、濱口雅明、大倉雷太、辻本 稔、長野元昭、宮本 肇、藪内博章、猪坂貴子  
(順不同・敬称略)
- 4 欠席委員 中田勢津子
- 5 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名  
久住達哉（健康福祉部長）、細川量子（同部次長兼福祉総務課長）、  
伊藤伸江（同課主幹）、山本真弘（同課主幹）、  
谷 博志（総務部付部長（税務担当））、原田千栄（同部税務課長）  
大上英治（同課主幹）、  
多田宣文（健康増進課長）、澤村早苗（課長補佐）
- 6 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名  
なし
- 7 協議事項
  - (1) 「令和8年諮問第1号淡路市国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額を定めることについて」に対する答申について
  - (2) 「令和8年諮問第2号淡路市国民健康保険条例の一部を改正することについて」に対する答申について
  - (3) 令和8年度淡路市国民健康保険特別会計（事業勘定）当初予算（案）について
- 8 協議の趣旨
  - (1) 「令和8年諮問第1号淡路市国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額を定めることについて」に対する答申について
    - 福祉総務課 令和8年諮問第1号に対する答申（案）について説明
    - 委 員 事務局から説明があったものは、前回は協議した内容にほぼ沿っていると思うので、この答申案について意見はない。
    - 委 員 前回の協議会で出た部分を事務局の方でまとめているが、このほかに、付け加えるべき事項があれば、ご提案いただきたい。
    - 全 委 員 答申（案）に異議なし。
    - 委 員 それでは、この件については原案のとおり答申する。

(2) 「令和8年諮問第2号淡路市国民健康保険条例の一部を改正することについて」に対する答申について

● 福祉総務課 令和8年諮問第2号に対する答申(案)について説明

○ 全委員 答申(案)に異議なし。

○ 委員 それでは、この件については原案のとおり答申する。

これら2件の答申については、本日会議の終了後に、市長へ提出する。

(3) 令和8年度淡路市国民健康保険特別会計(事業勘定)当初予算(案)について

● 福祉総務課 令和8年度淡路市国民健康保険特別会計(事業勘定)当初予算(案)について説明

○ 委員 答申第1号の(案)では、子ども・子育て支援納付金課税額の総額が3,432万円余となっているが、歳出で子ども・子育て支援納付金が3,588万円余、歳入で子ども・子育て支援納付金分が3,200万円。国民健康保険税には徴収率が加味されていると思うが、答申第1号(案)と差があるのはなぜか。

● 税務課 歳出の納付金は、兵庫県に納めるべき金額となっている。子ども・子育て分で3,500万円程度。そのうち国民健康保険税で集めなければならない額が、答申第1号(案)に記載した金額となっている。その他公費負担分や補助金などを含めて県に3,500万円程度を納める。

○ 委員 説明の中で、療養給付費は県支出金で賄われているが、子ども・子育て支援給付金等を含めた納付金の全体が16億4,300万円。これに見合う歳入は国民健康保険税と基金と一般会計繰入金等だが、こういった仕組みなのか。基金残高が1億6,000万円余あったので令和8年度予算が編成できたと思うが、今後、基金がなければ国民健康保険税を上げることになるのか。

● 税務課 そうなる。

納付金には国民健康保険税、一般会計繰入金、県支出金の特別交付金の一部を充当する。本来はそれで賄えるが、県の標準税率と市の税率が乖離しており、大きく歳入が不足するため、1億6,000万円余の基金繰入れで収支を合わせている。

○ 委員 納付金の額は確定か。

● 福祉総務課 確定している。この金額で令和8年度に請求がある。

○ 委員 一般会計繰入金のうち出産育児一時金分が廃止されるが、その理由は何か。

● 福祉総務課 国民健康保険の出産育児一時金の公費負担の割合を後期高齢者医療制度の負担と同じにし、不均衡を是正するため。国の説明では、代わりに子ども・子

育て支援分の保険料軽減に対する地方財政措置が講じられること等で一定の財源が保証されるとしている。

- 委員 例えばこの分を市が独自に繰出したらペナルティを受けるか。
- 福祉総務課 一般会計からは、既に4,400万円余の基準外繰入れをしている。それ以外、一般会計から繰り入れる際に、国庫・県負担金又は交付税算入がありルールが決まっている。これ以上の一般会計からの措置は、今のところ想定されていない。
- 委員 これまで出産育児一時金分の繰入金は、歳出の出産育児諸費の2,000万円に充当されていたのではないのか。
- 福祉総務課 出産育児諸費2,000万円については、県の補助金により全額措置されている。この繰入金は、県への納付金に充当して支出する。今後は、その部分は国民健康保険税で措置することになる。
- 委員 県が所得の状況や徴収率等を考慮して、県下統一の保険料を決めることとなるが、その税率を採用した場合、一般会計から市税を投入してはならないということが決まっているのか。
- 福祉総務課 制約はない。淡路市では、福祉医療費を支給している関係で、国の補助金が削減される金額相当として一般会計から約1,000万円。加えて、特定健診事業に係る一般財源相当額についても、一般会計から繰入れている。これらは、決まったルールにより行っているものではない。赤字になった場合、その部分に一般会計から繰入れて、解消できないかということだが、特別会計は、独立採算が基本原則である。国民健康保険は、約9,100人の被保険者が恩恵を受ける事業であり、その他の約30,000人の市民の税を国民健康保険事業に投入して、維持していくことには問題があると認識している。

そのため、その場合は被保険者に負担をお願いすることになるが、その中でこの会計については継続していかなければならない。
- 委員 基金が令和6年度末で3億3,000万円余あるが、令和7年度の決算見込みで1億7,000万円余になってしまう。その上で、令和8年度の当初予算で更に基金の繰入れた結果、基金残高が530万円余になる。

基金残高が500万円程度になったら、平成9年度に赤字になれば繰上充用するしかない。国民健康保険事業勘定の今後の見込みについてどう考えているのかが重要になってくると思うがどうか。
- 福祉総務課 令和6年度から7年度に基金残高が大きく減った原因は、令和7年度の国民健康保険税が決算で対前年度、約1億3,600万円減額となったことである。

令和6年度と7年度の当初予算における国民健康保険税の予算額は、大きくは変わっていないが、令和6年度までは実際に決算をすると1億円以上予算を上回った。

前年度所得が良かったことが幸いし、これまでうまく会計が回っていたが、令和7年度についてはそれが見込めないため、基金を大きく取り崩す見込みとなった。令和8年度については、当初予算が編成できたが、令和9年度は、今のままでは予算編成できない。

令和9年度に赤字とならないためには、令和8年度中にそれを賄うことができる税率を協議し、それに基づいて徴収していかなければならないと考えている。税率の引き上げは、避けては通れないと考えている。

- 委員 考えとしては分かるが、もう少し理論を整理しなければならない。被保険者数の減少や応能割と応益割の配分割合など様々なことを考慮する必要がある。これらのことを令和8年度中に検討しなければならない。
- 福祉総務課 納付金が年明け第1週に県から提示される。その際、納付金を納めるに当たって、各市町の税率と徴収すべき国民健康保険税の額の目安が出る。一つの案としてはその税率を踏襲することが考えられる。理論上その率にしておけば、納付金を納めるに当たって、必要な税収が確保できるということになる。
- 委員 結論として、現在の税率が低いから県が示す納付金を納めるために基金を取り崩しているのか。基金がない状況になれば、税率を上げる以外に、方法はないということか。
- 福祉総務課 お見込みのとおり。
- 委員 税率を上げることについていろんな意見や反対が出る。その辺を説明できるようにしておかなければならない。国民健康保険事業特別会計は大変苦しい中で淡路市は基金を活用し、なるべく負担を低くしてきた。  
制度上、状況が変わってきたことを議会の方に説明していかなければならない。当協議会も国民健康保険税が単に安ければいいとは考えていない。ともに考えていきたい。
- 委員 国民健康保険税の徴収状況はどうか。
- 税務課 徴収率は、平成30年度以後右肩上がり伸びていたが、令和6年度は微減となり、県下で26番目となった。
- 委員 過年度分の滞納額はいくらか、また、その徴収率は。
- 税務課 過年度分の徴収率は減少した。コロナ過において逆に滞納繰越分をお支払いただき、一時、徴収率が上がるとともに、滞納額が減ったが、また徐々に滞納分が残りつつある。

- 委員 税務課でチームを編成して取り組み、徴収率アップを図る考えはないか。また、国民健康保険税だけでなく、税や他の収入とあわせて取り組んでいるか。
- 税務課 国民健康保険税以外の歳入の徴収率も上昇するように収納推進係が取り組んでいる。
- 委員 1人当たりの医療費について、2、3か月病院に通うと大量の薬が処方され、次の通院までに飲みきれない場合がある。薬代も積もれば、高額になる。  
国民健康保険や社会保険も同じだと思うが、文書を送って、通院時に残薬があれば、主治医に相談して減らしてもらうように啓発できないか。
- 福祉総務課 多剤長期で60歳以上の方を対象に、服薬情報通知を出している。
- 委員 薬剤師の方も、薬を飲み方通りにきっちり飲めるってことはほぼないと思う。薬局にチェック袋がありそれに薬を入れていただきたい。それで処方分かれば、どれだけ余ってるってことを書いて処方の先生に出すと余ってる分は次回の処方から減らしていただける。薬局にも相談をいただきたい。